



中央人権福祉センターが行っている 相談事業 について



誰にも話せず、ひとりで抱えていることはありませんか？
そんなには、ひとりで悩まず誰かに相談することが大切です。
困った時、不安を抱えている時に寄り添ってくれる人の存在は心強いものです。鳥取市の各人権福祉センターでは困りごとや悩みを共に整理し、解決していく為の支援を行っています。

相談対応

- ・安心して相談していただける環境で、しっかりとお話をお聴きします。(人権にかかわること・生活・仕事・家庭・お金・健康など、さまざまな困りごとについての相談をお受けします。)
- ・複数の問題点を整理し、必要なプランを相談者と一緒に考えながらのサポートを行います。

内容に応じたサポート

- ・内容に応じた継続的なサポートを行い、関係機関への同行や専門相談員へおつなぎします。
- ・解決困難な問題を抱えた時や長年にわたり問題が深刻化している場合などは、問題解決に向けた対応力が弱くなっている傾向があります。そのような方には専門相談(カウンセラー・弁護士)へおつなぎし、解決の糸口を見出すサポートを行います。

「人権福祉センター」とは？

人権課題の解決を図るための人権啓発及び福祉活動の拠点となる社会福祉施設です。

| | | | |
|------------------------------|--------------|------------|--------------|
| 中央人権福祉センター | 0857-24-8241 | 国府人権福祉センター | 0857-27-4774 |
| パーソナルサポートセンター (生活困窮者自立支援) | 0857-20-4888 | 河原人権福祉センター | 0858-85-0135 |
| 高草人権福祉センター | 0857-24-1763 | 用瀬人権文化センター | 0858-87-2447 |
| 江山人権福祉センター | 0857-53-1542 | 佐治人権福祉センター | 0858-88-0806 |
| 南人権福祉センター | 0857-53-0412 | 気高人権福祉センター | 0857-82-3363 |
| 西人権福祉センター | 0857-27-1064 | | |

人権交流プラザの貸しスペースをご利用ください。

人権交流プラザでは、人権が尊重される社会の実現を目指すため、人権啓発の推進と市民の交流の促進を図っています。会議や研修、地域のコミュニティー活動やサークル活動に、ぜひご利用ください。

開館日

月曜日～土曜日（※土曜日は午前中）
※土曜日午後、日曜日の利用を希望される場合はご相談ください

利用時間

午前9時～午後9時

休館日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

利用料金



| 区分 | 定員数 | | 基本使用料（1時間あたり） | |
|------|-------------------|-----------|---------------|-----------|
| | | | 午前9時～午後5時 | 午後5時～午後9時 |
| 大ホール | 300名（机無し） | 150名（机有り） | 1,350円 | 2,040円 |
| 研修室 | 80名 | | 500円 | 740円 |
| 教養室 | 当センター事業のため、貸し出し中止 | | | |
| 調理室 | 20名 | | 580円 | 830円 |

※1 1時間未満は1時間とします。

※2 営利を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料の5割増の額とします。

※3 冷暖房設備の使用料は、基本使用料の5割増の額とします。

※4 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた額とします。

★人権問題解決のための会議、研修、講演等を使用する場合など利用料減免の対象となる場合があります。詳しくは、当センターまでお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

申込手順

- 1 当センターまでお電話で使用希望日時をお知らせし、会場を仮押さえ
- 2 申込用紙を提出 ※該当の場合は減免申請書も併せて提出
- 3 使用料納付書で使用料を利用日前日までに支払い

利用申込完了

【大ホール】



【研修室】



【調理室】



【より親しんでいただける広報紙へ！】 アンケート受付中！
人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけたら幸いです。 回答はこちらをアクセス



地域（こども）食堂開催について

開催曜日については、変更の場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、延期・中止になることもあります。市ホームページにて最新情報をご覧ください、各食堂へ事前確認・予約の上ご利用くださいますようお願いいたします。

| 食 堂 名 【連絡先】（会 場） | 基本開催曜日 |
|--|---------|
| ささえあい子ども食堂 【0857-27-1064】 （西人権福祉センター 西品治674） | 第1土曜日 |
| 高草ちいき食堂 【0857-24-1763】 （高草人権福祉センター 古海715-3） | 第1土曜日 |
| 江山こども食堂 【0857-53-1542】 （江山人権福祉センター 下味野1058-3） | 毎週水曜日 |
| ふれあい食堂 【0858-85-0135】 （河原町コミュニティセンター 河原町渡一木277-1） | 第4土曜日 |
| けたかくるりこども食堂 【0857-82-3363】 （気高人権福祉センター 気高町下光元478-3） | 第1・3金曜日 |
| 希来里（きらり）食堂 【0858-88-0806】 （佐治人権福祉センター 佐治町古市71-3） | 第4日曜日 |
| サンキッズ子ども食堂 【0857-27-4774】 （上町屋老人憩いの家 国府町町屋53-2） | 第2・4土曜日 |
| きりんこども食堂 【0857-30-6814】 （岩倉地区公民館 立川町6-174） | 第1・3水曜日 |
| おたべ食堂（おいしい・たのしい・勉強できる！！） 【0857-22-4206】 （修立地区公民館 吉方町1-201） | 第4木曜日 |
| こども・若者食堂 【0857-24-8241】 （人権交流プラザ 幸町151） | 毎週火曜日 |
| ぽっと食堂 【090-8428-3089】 （みんなの居場所「ぽっと」 湖山町北1-664） ※定員20名 | 月曜日～土曜日 |
| てらこやこども食堂 【080-5620-3338】 （行徳常忍寺敷地内 デイサービスたちばな 行徳3-976-2） | 毎週金曜日 |
| 寺子屋みらい 【0857-30-7471】 （みらい鳥取 千代水1-138） | 毎週水曜日 |
| にじいろcafé 【070-4297-1377】 （福祉文化会館 西町2-311） | 毎週木曜日 |
| とっとりこども食堂 【070-3789-4565】 （文化センター 吉方温泉町3-701） | 毎週火曜日 |
| 賀露すなばこども食堂 【090-1014-3849】（現在休止中） （海陽亭賀露店 西3丁目27-1） | 第3木曜日 |
| 市役所すなばこども食堂 【0857-24-8241】 （すなば珈琲鳥取市役所店 幸町71） | 毎週火曜日 |
| すなばこども食堂 【0857-24-8241】 （すなば珈琲賀露店 賀露町西3-27-1） | 第2・4土曜日 |
| おもかげちいき食堂 【090-8360-0306】 （面影校区内公民館を巡回） | 第2土曜日 |
| 南・フレンド食堂 【0857-53-0412】 （南人権福祉センター 八坂49-6） | 第2土曜日 |
| みなよし食堂 【0857-32-8482】 （みんなの実家 南吉方3-215） | 火・金・土曜日 |
| みんなの居場所「○」 【070-5651-1556】 （しかの宿「殿町」 鹿野町鹿野1769） | 第1水曜日 |
| いなばやまキッズサロン 【0875-22-3993, 090-7976-4245】 （鳥取社会生活サポートセンター 稲葉山地区公民館立川5丁目134-7） | 第2・4木曜日 |

【住居確保給付金のご案内】

家賃の支払いに

お困りの方を支援

離職や廃業、休業等に伴う収入減などにより、住居を失うおそれがあり一定の要件を満たす方に、原則3か月間の住居確保給付金を支給しています。

- ① 離職・廃業した日から2年以内、
またはやむを得ない休業などにより、
収入を得る機会が減少している。
- ② ①の状態になる前に、世帯生計を
主として維持していた。
- ③ 下記の収入要件と資産要件を超えて
いない。

①～③全ての項目に該当する方は、受給要件を満たす可能性が高いです。

中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）
にご相談ください。

| 世帯員数 | 収入要件 (月額) | 資産要件 (世帯の預貯金合計額) |
|------|--------------|---------------------|
| 単身世帯 | 113,000円 | 486,000円 |
| 2人世帯 | 161,000円 | 738,000円 |
| 3人世帯 | 191,000円 | 894,000円 |
| 4人世帯 | 217,000円 | 100万円 |
| 5人世帯 | 244,000円 | |

4月

人権・生活相談 日程

👉 カウンセラー相談

- 【開催日】 4月4日(火)・18日(火)
 【時間】 15:00～17:00
 【定員】 2名まで
 (※予約制・先着順・1人あたり60分)

👉 夜間弁護士相談

- 【開催日】 4月20日(木)
 【時間】 18:30～20:30
 【定員】 3名まで
 (※予約制・先着順・1人あたり30分)

ご希望の方は、
中央人権福祉センターまで
ご連絡ください。



《お申込み・お問合せ先》

鳥取市中央人権福祉センター
 (鳥取市人権交流プラザ内)
 TEL: 0857-24-8241
 FAX: 0857-24-8067

【鳥取市中央人権福祉センター】鳥取市幸町151 (鳥取市人権交流プラザ内)

交通案内



センターの場所がわからない場合は、
お気軽にお電話ください。
 (☎ 0857-24-8241)

JR鳥取駅から900m
 100円バス「くる梨」(全コース赤・青・緑)
 ☆「市役所前」下車 450m